

四日市市告示第 6 3 号

四日市市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 2 9 年 2 月 2 8 日

四日市市長 森 智広

四日市市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱  
四日市市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱（平成 1 7 年四日市市告示第 9 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この要綱は、<u>身体障害者</u>が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要した経費の一部を助成することにより、当該<u>身体障害者</u>の社会参加の促進を図ることを目的とする。</p> <p>(対象者等)</p> <p>第 2 条 この事業の対象者は、身体障害者福祉法施行規則（昭和 2 5 年厚生省令第 1 5 号）別表第 5 号の上肢、下肢又は体幹機能障害のある<u>身体障害者</u>で、次の各号に該当するものとする。</p> <p>(1)から(3)まで（略）</p> <p><u>2 この事業で対象となる車両は、1 人につき 1 車両のみとする。</u></p> <p>(交付申請)</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この要綱は、<u>重度身体障害者</u>が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要した経費の一部を助成することにより、当該<u>重度身体障害者</u>の社会参加の促進を図ることを目的とする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第 2 条 この事業の対象者は、身体障害者福祉法施行規則（昭和 2 5 年厚生省令第 1 5 号）別表第 5 号の上肢、下肢又は体幹機能障害のある<u>重度肢体不自由者</u>で、次の各号に該当するものとする。</p> <p>(1)から(3)まで（略）</p> <p>(交付申請)</p>

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ身体障害者用自動車改造費助成申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市が保有する情報を利用し調査を行うことに同意する場合を除く。

(1)及び(2) (略)

(3) 自動車検査証の写し

(4) (略)

(5) (略)

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、助成金を交付することを決定したときは、身体障害者用自動車改造費助成決定通知書（第2号様式）により、助成金を交付しないことを決定したときは、身体障害者用自動車改造費助成却下通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(請求)

第6条 前条の規定により交付決定を受けた者は、改造を完了したときは速やかに請求書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 領収書

(2) 改造前後の写真（改造箇所の分

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ身体障害者用自動車改造費助成申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市が保有する情報を利用し調査を行うことに同意する場合を除く。

(1)及び(2) (略)

(3) (略)

(4) 請求書（第2号様式）

(5) (略)

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに内容を審査決定し、身体障害者用自動車改造費助成決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

<p><u>かるもの) 及び車正面の写真 (自動車登録番号の分かるもの)</u></p> <p><u>(返還)</u></p> <p><u>第7条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたと認められるときは、既に交付した助成金の一部又は全部を返還させることができる。</u></p> <p><u>第8条 (略)</u></p> <p><u>第9条 (略)</u></p>	<p><u>第6条 (略)</u></p> <p><u>第7条 (略)</u></p>
--	---

第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

身体障害者用自動車改造費助成申請書

年 月 日

四日市市長

(申請者) 住所 四日市市  
氏名  
電話

印

身体障害者用自動車改造費助成金について、次のとおり申請します。

申請者の状況	個人番号											
	生年月日	年 月 日										
	身体障害者手帳の番号	第 号										
	障害名	( 種 級)										
申請金額								円	取扱業者			
自動車登録番号								自動車の種別				
改造の内容												
免許証	取得年月日						番号					
免許の条件												

添付書類

- ・見積書（改造の箇所及び経費を明らかにしたもの）
- ・運転免許証の写し
- ・自動車検査証の写し
- ・本人及び扶養義務者の所得・課税証明書（控除額の明細等全て記載のあるもの。同意により市で確認できる場合は不要）
- ・市長が必要と認める書類

第2号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

四日市市長

印

身体障害者用自動車改造費助成決定通知書

年 月 日付けで申請のあった身体障害者用自動車改造費助成金については、四日市市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 助成金額 円

第3号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

四日市市長

印

身体障害者用自動車改造費助成却下通知書

年 月 日付けで申請のあった身体障害者用自動車改造費助成金については、四日市市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり却下することに決定したので通知します。

記

1 却下理由

第 3 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第4号様式（第6条関係）

請 求 書

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、身体障害者用自動車改造費助成金として、上記の金額を請求します。

年 月 日

(請求者) 住所  
氏名

印

四日市市長

振 込 先 ( ※ )	金融機関	銀行 金庫 農協		支店 支所 出張所	
	預金種別	口 座 番 号		口 座 名 義 人	
	普 通				

(※) 請求者本人名義に限る。

添付書類

- ・領収書
- ・改造前後の写真（改造箇所のがかるもの）及び車正面の写真（自動車登録番号のがかるもの）

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(健康福祉部障害福祉課)